

広陵町保育所(園)・認定こども園(保育認定)・小規模保育事業 入所申込みのご案内〔2次募集〕

1 保育所(園)・認定こども園(保育認定)・小規模保育施設とは

保護者の就労や病気等により児童を家庭で保育できない場合に、保護者にかわって保育するところが保育所(園)・認定こども園(保育認定)・小規模保育事業です(以下「保育所(園)等」)。

※小規模保育事業は、3歳児未満のお子さんが対象となります。

入所(園)申込みにあたっては、保護者が希望する保育所(園)等を選択していただきます。ただし、希望する保育所(園)等の申込みの児童数が受入れ可能数を上回った場合には、入所(園)する児童を選考により決定します。そのため、申込の状況によっては入所(園)していただけないこともありますのでご了承ください。

保育の必要性の認定

保育所(園)等の利用については、支給認定を受ける必要があります。

支給認定区分	対象となる子ども	利用できる施設
1号認定	満3歳以上の就学前の子ども(2号認定を除く)	幼稚園、認定こども園(幼稚園認定)
2号認定	満3歳以上で保護者の労働や疾病などにより、保育を必要とする就学前の子ども	保育所(園)、認定こども園(保育認定)
3号認定	満3歳未満で保護者の労働や疾病などにより、保育を必要とする子ども	保育所(園)、認定こども園(保育認定)、小規模保育施設など

2 入所申込書の受付

受付日 令和3年1月18日(月)～2月5日(金)

場所 広陵町総合保健福祉会館(さわやかホール) こども課

◎ 受付の時は、必ず施設型給付費・地域型保育給付費等 支給認定(現況)申請書 兼 入所(入園)申込書(保育児童台帳)、就労形態等申告書並びに証明書等の添付書類を一緒に提出してください。

※ 必要書類がそろわないときは、申込みの受付をいたしかねますので注意してください。

◎ 2月5日までの受付期間内に申込みのあった児童について、提出書類等に基づき、保護者が保育を必要とする程度に応じて、内定者を選考し、3月上旬頃に通知します。
なお、申込み人数によっては入所内定できない場合があります。

(子ども・子育て支援法第20条第6項の規定により、30日以内に結果をお知らせすることとされています。しかし、令和3年度の保育所(園)入所(園)申込みに向けた認定事務が集中するため、審査に時間を要することをご了承ください。同条第6号ただし書)

3 入所申込み資格

児童の保護者が次の(1)住所要件及び(2)入所(園)基準の両方の条件に該当し、保育の必要性の認定(保育認定)を受けることが必要です。認定を受けるためには、町に保育の必要性の認定(教育・保育給付認定)の申請書が必要ですが、保育所(園)等の利用の申し込みと同時に手続きを行うことができます。

(1) 児童及び児童の保護者が広陵町に住所を有し、かつ居住していること。
※申込み当時、広陵町に住所を有しない場合であっても、令和3年3月末までに転入される場合は、申込み可能です。

(2) 保護者が次のいずれかに該当し、保育を必要とすること。

- ① 居宅内外で、1か月48時間以上就労していることを常態としている場合
- ② 妊娠中であるか、又は出産後間がない場合(出産予定月を含む前後2か月(最長5か月))
- ③ 疾病にかかっている、あるいは負傷している、又は精神や身体に障がいをもっている場合
- ④ 同居の親族(長期入院等をしている親族を含む)を常時、介護又は看護している場合
- ⑤ 震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっている場合
- ⑥ 求職活動中である場合 ※入所(園)後3か月以内に就労することが条件
(入所(園)後90日以内に『就労形態等申告書並びに証明書』の提出が必要です。)
- ⑦ 学校に在籍している、又は職業訓練を受けている場合
(趣味の講座、カルチャースクール等は申込み対象外です。)
- ⑧ 児童虐待を行っているおそれがあると認められる場合
- ⑨ その他、保育を必要とする場合

※ 産休・育休明けの方で令和3年4月～12月に途中入所(園)を希望される場合は、出産前から申し込み可能です。

【保育認定の有効期間】

保育の必要性の認定については、事由により有効期間が異なります。有効期間が切れると保育所(園)等の利用ができませんのでご注意ください。

事 由	保育認定の有効期間(保育所(園)等の利用可能期間)
① ③ ④ ⑤	お子さんの小学校就学まで
②	出産予定月を含む前後2か月(最長5か月)まで
⑥	有効期間の開始日から90日を経過する月の末日まで
⑦	保護者の卒業予定日(修了予定日)が属する月の末日まで